

## 就労・福祉・健康専門部会 運営事項・テーマ2 最終まとめ

### ○ 生活困窮者の居場所の創出について

#### (確認事項)

- ・大阪市福祉局によるセンター巡回（H30.7.19）の結果、次のような事実が確認されたこと。
  - ① センター3階には、午前86名・午後79名、1階にも大勢の方がいる。
  - ② 野宿生活と見られる人が半数程度、声掛けに応答しない人が2割程度いる。
  - ③ 生活保護受給中の人や年金受給中の人なども半数以上いる。
  - ④ 応答のあった方の大半が来年3月の労働福祉センターの閉鎖を認識しており、「どうするかはセンター閉鎖が差し迫った段階で考える」と答えている。
  - ⑤ センター閉鎖後の居場所について、シェルターや故郷等の行き場所があると考えており、今は労働福祉センターがあるから来ているという人が多かった。
  - ⑥ 生活保護制度への誤解から生活保護受給を諦めている人がいる。
  - ⑦ 飲酒や喫煙可能なスペースを求めてセンターに来ている人がいる。
- ・シェルター居住棟が閉まる朝5時から、シェルター居場所棟が開く朝9時までの時間に使うことができる居場所資源が皆無であること。
- ・今のセンターのように野宿生活者が横になるスペースをそのまま行政が準備するのは、不可能であること。
- ・日中センターにいる人の中には、快適なパーソナルスペース（介入されない場所）を求め、ひろびろとスペースを使えるセンターを選択している人も多いこと。

#### (合意事項)

- ・生活困窮者には、社会とのつながりが希薄な者や住宅事情に恵まれない者がおり、生活を保障するためには、「居場所」を検討する必要があること。また「居場所」には、物理的居場所（スペース）と精神的居場所（安心感・居心地・よりどころ）とがあり、両方とも重要な要素であること。以上の2点を議論の基礎とすること。
- ・たとえ支援といえども、干渉が過ぎると生きづらくなるので、支援にも居場所にも多様性を持たせることが重要であり、居場所には、介入される場所と介入されない場所の両方が求められること。

#### (提起された課題)

- ・シェルターの開館時間の延長を検討していくべきである。
- ・朝5時から9時までの間、使うことができる居場所を確保するため、大阪府と大阪労働局は仮移転施設の運用を検討すべきである。